

Eutelsat's OneWeb LEO constellationサービス利用規約

ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）は、以下の契約条項（以下、「本規約」といいます。）に従い、契約者に対して、当社が提供する衛星通信サービス「Eutelsat's OneWeb LEO constellation」（以下、「本サービス」）を提供します。

第1条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、衛星通信サービス、当該通信サービスを利用するために第11条に定める当社が指定する自営端末設備（以下、「アンテナ」といいます。）及び第16条に定めるサポートを契約者に提供します。
2. 契約者が本サービスを利用するためには、別途、契約者によるSmartVPNのデータ通信網サービス契約約款へのお申込が必要となり、お申込いただけない場合は本サービスを利用できません。SmartVPN網内区間は、データ通信網サービス契約約款の規定に準じます。
(https://www.softbank.jp/biz/set/data/help/terms/pdf/data_net.pdf)
その際、本規約とデータ通信網サービス契約約款の定めに矛盾・抵触がある場合、優先的に適用されるのは本規約、次いでデータ通信網サービス契約約款となります。ただし、当社が別途承諾した場合はこの限りではありません。
3. 本サービスを利用できる期間（以下「利用期間」といいます。）は、第5条に定めるとおりとします。
4. 契約者は、本サービスの利用の対価として、第6条に定めるとおり、毎月、本サービスの利用料金（以下、「利用料金」といいます。）を支払うものとします。
5. 本サービスは国内企業向けの提供になります。第19条、第37条に定めるとおり、契約者の責任において、契約者の海外拠点で利用する場合においては、設置国における法令及びガイドラインの遵守、並びに諸費用及び諸税の支払いは、契約者単独の責任になります。当社は、別段の合意がない限り、当該国外拠点へのサポート提供、請求書発送、海外保守会社とのやり取りなどはいたしませんので、予めご了承ください。

第2条（本利用規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合には、当社は、当社ホームページに掲示する方法その他当社が適切と判断する方法により説明するものとします。

第3条（契約の成立）

1. 契約者は、本サービスを利用するに際し、当社に対して所定の申込書を提出し、当社が承諾した日をもって、当社との間に本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます。）を締結するものとします。契約者は、申込書の提出をもって、本規約に同意したものとみなします。
2. 利用契約の成立後、サービス開始日までの間に契約者の都合により利用契約が解除された場合には、第5条の定めを準用するものとします。

3. 当社が必要と認める場合は、申込書、特約申込書、その他通知書面等の提出又は契約上の合意について、当社所定のクラウド型電子契約システムを利用する方法によることができるものとし、ます。

第4条（本サービスの提供範囲）

1. 本サービスは、契約者よりご記入頂いた本サービスに関する申込書およびヒアリングシートに基づいて設定し、本規約に基づいて提供します。
2. 当社は、契約者からのお申し出があった場合には、当社の判断でお申込以外のサービスを提供することがあります。この場合には、その作業内容、費用、精算方法を決定し、契約者は当該作業にかかった費用を当社に支払うこととします。

第5条（利用期間及び更新）

1. 本サービスの最低利用期間は、本サービス開始日から原則として12ヶ月とします。契約者の都合により、利用期間内に利用契約を終了する場合又は利用契約が解除された場合、契約者は、当社に対して、解約違約金として残りの利用期間分（1ヶ月未満の場合は1ヶ月分と数えます。）に相当する本サービス利用料金の合計額を一括で支払うものとします。
2. 契約者が利用期間の満了により本サービスの利用を終了する場合、利用期間満了日の65日前までに、当社所定の書面により、当社に通知するものとします。なお、満了の65日前までにいずれからも更新しない旨の通知がない場合、利用期間は、当該期間満了日の翌日からさらに初回契約時と同一期間、同一条件で自動的に継続されるものとし、以後も同様とします。自動更新後に利用契約を終了する場合にも、解約違約金として残りの利用期間分（1ヶ月未満の場合は1ヶ月分と数えます。）に相当する本サービス利用料金の合計額を一括で支払うものとします。
3. 当社と契約者が別途合意した場合には、第1項に定める最低利用期間未満の契約も可能とするものとします。

第6条（利用料金）

1. 契約者は、当社より毎月発行される請求書に基づき、料金に消費税その他の税金を加算した額を、請求書に記載される支払期日までに、当社が指定する支払先に支払うものとします。振込手数料、送金手数料、その他の支払いにかかる費用は契約者の負担とします。
2. 利用料金はサービス提供開始日より起算されます。なお、各月のサービス料金は暦月で計算するものとし、1ヶ月に満たない月の料金は日割計算とします。
3. アンテナの初回設置及びそれ以降にアンテナに関わる設定又は作業が発生した場合、契約者は、当社の発行する請求書に基づいて、当該設置、設定又は作業に関わる実費相当額を一括で支払うものとします。

4. 当社は、設備更新、サービスレベルの向上、法令の制定又は改廃、物価の上昇、各種ラインナップのアンテナや関連アクセサリ価格の上昇、社会経済情勢の変動その他一切の事情を考慮したうえ、その任意の判断により、利用料金を改定することができます。この場合において、利用料金の改定は、当社が別途指定する時点をもって効力が生じるものとします。ただし、利用料金を改定する場合、当社は、お客様に対し、改定の効力が生じる20日前までに通知します。

第7条（超過料金の支払義務）

契約者は、本サービスのご契約プランに含まれている月間データ容量を超過した場合、別途定める超過料金を支払うものとします。この場合において、支払いを要する額は別途に定める超過料金に消費税相当額を加算した額とします。

第8条（アンテナの設置/撤去）

アンテナの設置/撤去は次の条件となります。

1. アンテナは、当社が提供するインストールガイドに従って、見通しの良い場所に設置すること。
2. アンテナのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあるため、カバーやフィルムなどを用いた加工を行わないこと。
3. アンテナと他アンテナとは、最低限10m以上離して設置すること。
4. アンテナを天候やその他の外部要因により装置が外れることがないように確実に設置すること。
5. アンテナを屋根に取り付ける場合、潜在的なリスクが伴うことを了承すること。具体的には、契約者の建物、船舶、車両等の屋根に穴を開ける行為に関する保証、または屋根の表面加工に影響が及ぶ可能性があることを了承すること。
6. 契約者による本サービスの利用及びアンテナの設置について適用になる、建築基準法、都市計画法、その他の法令、土地または建物の賃貸借契約等の設置場所の権利者から要請される事項等のすべての要件を遵守すること。
7. アンテナの設置に関しては、必要な手数料やその他の料金の支払い、必要な許可証およびその他の承認を取得すること。
8. アンテナの設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害が生じた場合であっても、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社は当該損害を賠償しないものとします。

第9条（本サービスの提供開始）

1. アンテナ配送後、契約者はお申込書の利用開始日までにインストールガイドに従いアクティベーションをし、利用開始するものとします。当社は、お申込書の利用開始日をもって契約者に対する本サービスの提供を開始し、課金開始日及び保守運用開始日も同日とします。
2. 第1項の課金開始日から該当月の利用料金を計算した結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り上げます。

3. アンテナの機能の全部又は一部が中断された場合においても、契約者は、当該中断期間中にかかる利用料金を支払う義務を免れず、また、当社は債務不履行責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの回線プラン）

本サービスには衛星並びに地上設備を通した次の回線プランがあります。

1. 陸上固定設置プラン
契約者が事前に指定した場所に衛星通信事業者のアンテナを設置して、通信を利用
2. 陸上可搬プラン
契約者が任意の場所に衛星通信事業者のアンテナを設置して、通信を利用
3. 陸上移動プラン
契約者が車両等に通信事業者のアンテナを設置して、陸上を移動中に通信を利用
4. 海上プラン
契約者が船舶等に衛星通信事業者のアンテナを設置して、海上を移動中に通信を利用

第11条（本サービスのアンテナ）

1. 本サービスにおいて使用するアンテナは、当社が免許を受けることができ、かつ本サービスの契約者回線に接続可能なものに限り、ます。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社指定のアンテナ一式について、次のいずれかの方法を選択します。
 - (1) 当社からの購入
 - (2) SMTBリース株式会社
(以下、「レンタル事業者」といいます。)からのレンタル

第12条（アンテナの購入）

1. アンテナの購入の場合、アンテナの所有権は料金完済時に契約者に移転するものとし、危険負担は納品時に契約者に移転するものとします。
2. 契約者にアンテナを配送する前に、当社指定倉庫にて事前キitting作業を行います。その際、アンテナを一度開封し作業後にまた箱へ梱包しなします。

第13条（アンテナ等の保証）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり契約者に提供する機器について、当社の責に帰すべき事由により発生した故障または不具合に限り、本条の条件に基づき保証を行います。
2. 機器の保証期間は、本サービスの提供開始日より起算して1年後の同一歴日の前日までとします。
3. 前項の保証期間内であれば、無償で修理または交換を行います。
4. 本サービスにおいて保証の対象となる機器およびその構成は、以下のとおりとします。
 - (1) アンテナ本体

(2) AC/DC電源アダプター

(3) LANケーブル

ただし、マウントキットとその他構成品については保証対象外とします。

5. 前各項にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、保証の対象外とします。

(1) 契約者の責めに帰すべき事由より生じた故障または不具合

(誤使用、改造、外部要因その他これらに準ずる事由を含みます)

(2) 地震、落雷、台風、津波等の天災地変、火災、停電、感染症、争乱、法令の改正、行政機関または司法機関による処分その他不可抗力（以下、「不可抗力」）により生じた故障または不具合

第14条（アンテナのレンタル）

契約者は、アンテナのレンタルサービスを利用するにあたり、別途レンタル事業者が定めるレンタル利用規約に同意し、レンタル事業者と直接契約をします。また、アンテナの利用にあたり、レンタル利用規約に記載の内容を遵守するものとします。アンテナのレンタルに関して、本規約の内容とレンタル事業者が定める利用規約の内容に矛盾が生じる場合は、レンタル事業者の利用規約が優先して適用されるものとします。

第15条（本サービスの維持）

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。
2. 契約者は、自営端末設備（契約者が設置する当社が販売するアンテナ又はレンタル事業者からのレンタルアンテナを含む端末設備で、当社が免許を受けることができるもの及び衛星通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）又は自営電気通信設備（電気通信事業者^(注)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの。以下同じとします。）を、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社の衛星通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、別記1に定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

^(注) 電気通信事業者：電気通信事業法第10条第1項の規定に基づき登録を受けた者又は電気通信事業法第16条第1項に基づき届け出をした者。

3. 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第16条（本サービスのサポート）

本サービスでは次のサポートを提供します。

1. サービス仕様・操作方法に関する問い合わせ対応

当社法人テクニカルサポートWebにて、本サービスの仕様、操作方法等についての問い合わせに対応します。

2. サービス利用中の通信不具合に関する問い合わせ

契約者が本サービスをご利用中に、障害が発生した場合またはご利用いただけない場合には、契約者の設備および接続環境に問題がないか事前に確認いただいたうえで、当社にて通信不具合に関する調査を行います。なお、当社より契約者に対して、通信不具合に関する報告書の提示、詳細内容の開示についての確約はできません。

第17条（回線提供区間）

本サービスの回線提供区間は当社SmartVPN設備（データ通信網サービス契約約款に準ずる）との相互接続点^{（注）}、低軌道衛星区間、並びにアンテナ接続点までとなります。

^{（注）} 相互接続点：当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。）との間の相互接続契約（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した契約をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

第18条（提供区間の分界点）

本サービスで提供する回線の終端は低軌道衛星に接続されるアンテナまでとなります。

第19条（提供エリアおよびアンテナの使用）

1. 本サービスの陸上固定設置プラン、陸上可搬プランおよび陸上移動プランの提供エリアは日本国内（領土）とし、日本国外（領土外）での使用を禁止します。
2. 本サービスの海上プランの提供エリアは日本領海から公海までの海上とします。他国領海でのご利用は当該国の法令に従います。海上プラン用に購入または用意されたアンテナの他国領海での使用は、当該他国の法令、制度に従うこととし、その確認および遵守は契約者の責任で行っていただくこととします。なお、他国への有害な混信報告を受領した場合は、提供エリアにかかわらず契約者で必要な措置を講じていただく場合がございます。

第20条（自営端末設備の接続）

1. 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりお申し込いただけます。この場合において、電気通信事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施工規則第32条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続することはできません。
2. 当社は、前項のお申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き承諾します。
 - （1） その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - （2） その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - （3） その接続が事業法施行規則第31条に規定する場合に該当するとき。

3. 当社は、前項のお申込の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第1号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1)電気通信事業法第53条第1項に規定する技術適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - (2)事業法施行規則第32条第1項に規定する場合に該当するとき。
4. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
5. 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。
6. 契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第21条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

1. 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
3. 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第22条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

1. 契約者は、その契約者回線又は付随契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法第27条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規約に基づく検査等をうけるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 前項の検査の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第23条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第24条(自営電気通信設備の接続)

1. 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりお申しいただきます。
2. 当社は、前項のお申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き承諾します。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で規定する場合に該当するときは除き、その接続が前項第2号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
4. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
5. 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
6. 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第25条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障ある場合の検査については、第21条の規定に準じて取り扱います。

第26条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い)

自営電気通信設備（携帯移動地球局に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第22条の規定に準ずるものとします。

第27条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

自営電気通信設備（携帯移動地球局に限ります。）の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては第23条の規定に準ずるものとします。

第28条(延滞利息)

契約者が、利用料金又は利用契約に基づく他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、契約者は、未払額について支払期日の翌日から支払い日の前日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 29 条（利用契約の変更申込）

契約者は、本サービスの回線プランを変更するときは、40 日前までに、当社所定の書面により、当社に通知するものとします。契約者は、契約期間中に同プラン内において月額基本料が減額となるデータ容量回線プランまたは他のプランへ変更をする場合は解除扱いとなるため、解約違約金として残りの利用期間分（1 ヶ月未満の場合は 1 ヶ月分と数えます。）に相当する本サービス利用料金の合計額を一括で支払うものとします。また、変更後の回線プランでの利用契約は変更時に新たな利用契約として成立するものとし、利用期間は第 5 条に定めるとおりとします。なお、同プラン内の回線容量プラン変更に伴い月額基本料が増額となる場合は、解除扱いとなりません。

第 30 条（契約者情報の変更）

契約者は、申込書に記載された契約者の情報に変更が生じる場合には、変更の 5 営業日前までに、その旨を当社に連絡するものとします。この連絡が遅延し、または行われなかったことにより、契約者に損害が発生しても当社は一切責任を負いません。

第 31 条（契約者への負担）

契約者は、本サービスの利用に必要なアンテナ並びにアンテナ以外の設備を、自己の費用と責任で準備、維持、撤去するものとします。契約者が当社にアンテナ等の設置、撤去を委託する場合には、本規約とは別契約となります。当社は、いかなる場合においても、アンテナの設置場所における原状回復義務を負わないものとします。

第 32 条（途中解除）

契約者は、本サービスの利用期間中といえども、65 日前までに、当社所定の書面により、当社に通知することにより、本サービスを途中解除できるものとします。契約者は、契約期間中に本契約の解除を請求する場合は、解約違約金として残りの利用期間分（1 ヶ月未満の場合は 1 ヶ月分と数えます。）に相当する本サービス利用料金の合計額を一括で支払うものとします。

第 33 条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供の停止、その他当社が必要と判断する措置を講じることがあります。

- (1) 本サービスの利用料金その他契約者が支払わなければならない費用を支払期限が経過しても支払わないとき。
- (2) 本規約に定める禁止行為を行ったとき。
- (3) 本サービスの申込みにあたって、虚偽の事項を記載または申告したことが判明したとき。

第 34 条（解除）

1. 当社は、契約者が次の第 1 号から第 10 号の一つにでも該当した場合、または、第 11 号の事由が生じた場合、何らの催告を要せず利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の定めに違反し、当社より、相当な期間を定めて違反の是正の催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されない場合、または、是正を拒否した場合。
 - (2) 本サービスの申込みにあたって、虚偽の事項を記載または申告したことが判明した場合。
 - (3) 支払停止、支払不能に陥った場合。
 - (4) 自ら振り出し、若しくは裏書した手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合。
 - (5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (6) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを受け、または自らこれをなした場合、若しくは特定調停の申立てをなした場合。
 - (7) 合併によらない解散、営業の全部または重要な部分の譲渡決議をした場合。
 - (8) 重要な営業を廃止した場合。
 - (9) 監督官庁より営業停止命令を受け、または営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合。
 - (10) 30日以上連絡がとれなくなり契約者の所在が不明となった場合。
 - (11) その他信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると客観的に認められる場合。
2. 前項による契約の解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第35条（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を一時停止または制限することがあります。
- (1) 設備の保守、点検、故障対応を行うとき。
 - (2) アンテナのファームウェアまたはソフトウェアの更新を行うとき。
 - (3) 不可抗力により、本サービスの提供が困難になったとき。
 - (4) システム障害が発生したとき。
 - (5) 輻輳、帯域の逼迫、その他通信回線の不具合が発生したとき。
 - (6) 過剰なデータ使用が発生したとき。
 - (7) 設備に過大な負荷が発生したとき。
 - (8) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断したとき。
 - (9) 第21条若しくは第25条の規定に違反して、当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記1に定める技術基準及び技術的条件又は医術基準相当基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (10) 第22条、第23条、第26条、又は第27条の規定に違反したとき。
2. 当社は、当社が前項に基づき本サービスの提供を一時停止しようとするときは、原則として事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ないときはこの限りではありません。
3. 当社より契約者に対して、衛星起因の一時停止に関する報告書の提示、詳細内容の開示についての確約はできません。

4. 当社は、同時申込契約に係るサービス利用の停止があったときは、同時に本サービスの利用も停止するものとします。
5. 天災、事変その他契約者の責めによらない事由によりEutelsat設備が亡失したときは、その日限り、利用契約は解除されたものとします。

第36条（禁止事項）

契約者は、理由のいかんにかかわらず、次の各号及び別記1第2項に定める行為を行うことができません。

- (1) アンテナおよびサービスについて改造・加工等その原状を変更すること。
- (2) 本サービスを軍事目的で利用すること。
- (3) アンテナに他の端末設備を付加させること。
- (4) 当社の許可なく本サービスを第三者に再販売その他の方法で利用させること。
- (5) 利用契約に基づく権利・地位を第三者に譲渡し、又は担保に差し入れ、その他処分をすること。
- (6) アンテナの設置・使用・管理について、インストールガイド等に従わないこと。

第37条（免責）

1. 契約者は、本サービスが当社より現状有姿にて提供されるものであり、本サービスに関して、完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行われるものではないことを了承するものとします。
2. 当社は、契約者の収益、利益、ビジネスの損失、データの損失、企業価値や信用の損失について、一切の責任を負わないものとします。
3. 低軌道衛星の特性上、衛星の切り替わり及び降雨減衰による通信劣化が発生する可能性がある点を認識し、特に、必要不可欠な要素のある任務や業務、または人の生命・身体の安全に直接的にかかわる業務に利用される場合には、契約者の責任において本サービスを利用することを理解のうえで利用するものとします。
4. 本条に記載の事項に加えて本規約において当社を免責する旨が定められている事項についても、当社が免責されることを確認します。
5. 本サービスの利用にあたって契約者と第三者との間で生じた紛争について当社は一切責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用にあたって、政府の命令に従った取り組みによる損失や損害について当社は一切責任を負わないものとします。
7. 当社は不可抗力に起因して契約者が被った損害に関して一切の責任を負わないものとします。
8. 日本国外（領土外）または日本船舶以外の船舶でのご利用は、適用になる他国の法令、制度等を契約者自身の責任で確認し遵守することとします。この場合に、契約者が如何なる損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないこととします。

第38条（秘密保持）

1. 当社および契約者は、本サービス利用に関し、相手方から秘密である旨を明示して開示された技術情報、営業情報およびその他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスの提供または利用以外の目的に利用せず、相手方の書面による同意なく、第三者に開示しないものとします。ただし、以下の情報は秘密情報に含めないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知または公用である情報
 - (2) 開示の以前から被開示者が適法に所持していた情報
 - (3) 開示の後、被開示者の責に帰すべき事由によらず公知または公用となった情報
 - (4) 開示の後、被開示者が第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) 開示を受けた情報によらず情報受領者が独自に開発した情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、法令に基づき官公署より秘密情報の開示を要求された場合は、相手方へ通知することにより、当該秘密情報を開示することができるものとします。また、前項の定めにかかわらず、当社は、契約者が本サービスの提供を受けるのに必要な範囲で、契約者の秘密情報をNetwork Access Associates Ltd及び当社が委託する事業者、または協力会社に開示することができるものとします。

第39条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、契約者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたり、必要最低限の範囲で、契約者情報（アンテナの設置位置情報、アンテナのシリアル番号、当社と契約者との契約番号）を以下の事業者に対し提供することがあります。

提供先：SMTBリース株式会社

提供先の措置：提供先の個人情報保護宣言（<https://www.smtpfc.jp/privacy.html>）
に基づき取り扱われます。

提供先：Network Access Associates Ltd

所在国：英国

提供国の個人情報保護制度：当該国は、UK GDPR（英国一般データ保護規制）の適用国であり、個人情報保護委員会は「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」として定めています。

提供先の措置：上記提供先事業者の安全管理措置等を確認し、当社が定める契約を締結することにより、提供先事業者は、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

3. 当社は、本サービスの提供に必要となるアンテナ式の配送業務等を委託するにあたり、契約者情報（企業名、アンテナの送付先住所、ご担当者氏名と連絡先、アンテナのシリアル番号）を以下の事業者に対し提供することがあります。

提供先：株式会社アドテック

提供先の措置：提供先のプライバシーポリシー（<https://www.adtec.co.jp/company/privacy/>）に基づき取り扱われます。

4. 当社は、本サービスのサポートの提供にあたり、必要最低限の範囲で、提供先事業者の設備で媒介した通信のデータ及び履歴を取扱うこととします。
5. パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第40条（反社会的勢力との関係排除）

1. 契約者と当社は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとする。
 - (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為。）を常習に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない。）が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
 - (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 契約者と当社は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 相手方又は第三者に対する暴排法第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
3. 契約者と当社は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「委託先等」という。）に対して、第 1 項及び第 2 項の規定を遵守させる義務を負うものとします。
 - (1) 契約者・当社間の取引に関連する契約（以下「関連契約」という。）の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者
 - (2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者
 - (3) 第 1 号及び第 2 号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者（下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含む。）
4. 契約者と当社は、自ら又は自己の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
5. 契約者と当社は、相手方に対し、相手方又は相手方の委託先等による第 1 項及び第 2 項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。
6. 契約者と当社は、相手方又は相手方の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、契約者と当社間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
7. 前項の規定により、相手方から契約者・当社間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、契約者と当社は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。
8. 契約者と当社は、第 6 項の規定により契約者と当社間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 4 1 条（存続条項）

第 2 2 条、第 2 6 条、第 2 8 条、第 3 4 条第 2 項、第 3 1 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 3 9 条、第 4 0 条、第 4 2 条および第 4 3 条は利用契約終了後も効力を有するものとします。ただし、第 3 8 条は契約終了後から 3 年間に限り効力を有するものとします。

第 4 2 条（協議等）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の内容に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方は誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

2. 本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響はないものとします。

第43条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。
2. 本規約に関連して契約者と当社との間でこの規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

ソフトバンク株式会社

別記1

1. 衛星通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
衛星通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則

2. 本サービスの利用における不適切な行為
- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (3) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (4) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (7) 不正アクセス、データ盗聴、違法なコンテンツの投稿、ウイルスの送信、スパム有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (8) (1)から(7)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為

附則

附 則（2025年 9 月 26 日 MHS2407020000110001）

（実施期日）

この規約は、2025年 9 月 26 日から実施します。

附 則（2025年 10 月 31 日 MHS2312270000110001）

（実施期日）

この改正規定は、2025年 10 月 31 日から実施します。

附 則（2026年 2月 20 日 MHS2601160000020001）

（実施期日）

この改正規定は、2026年 2月 20 日から実施します。

本変更以前に「Eutelsat OneWeb」として締結された契約は、本規約に基づく「Eutelsat's OneWeb LEO constellation」に関する契約として引き続き有効に存続するものとします。

附 則（2026年 10月 1 日 MHS2609110000100001）

（実施期日）

この改正規定は、2026年 10月 1 日から実施します。

本変更以前に「三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社」と締結されたレンタルアンテナの契約は、再締結することなく引き続き有効に存続するものとします。